別紙２

姫路市 SDGs 教育旅行向けプログラム等運営業務委託要求水準書

第１章　総則

１　目的

これまで姫路市の教育旅行は、世界遺産である姫路城への入城、隣接市である加西市と連携した平和学習を中心にプロモーションを行ってきた。昨今の教育旅行では、文科省新学習指導要領に適応した『体験して学ぶ』プログラムを中心に、「SDGs」、「探求学習」、「キャリア教育」等の多様なプログラムが求められており、姫路市においては教育旅行を対象とした「SDGs」、「探求学習」、「キャリア教育」を意識した体験プログラムが少ない傾向にある。

そこで姫路観光コンベンションビューローでは姫路市 SDGs 教育旅行向けプログラム企画書作成等業務にて「SDGs」、「探求学習」、「キャリア教育」を意識した体験プログラムを作成した。

本業務は、上記において作成した体験型の SDGs 教育旅行用のプログラム（以下、「本プログラム」という。）を運営し、プログラム参加事業者と旅行会社、教育機関をそれぞれ結び、本プログラムを催行するための事務等を担う事業者を選定し、本プログラム利用により姫路への教育旅行を増加させることを目的とする。また、このスキームを活用し、富裕層などに向けた高単価、高品質のプログラムを、姫路城をはじめとした市内施設で開発、運営することにより、姫路市の観光消費額を拡大することに資するものとしたい。

２　業務名称

姫路市 SDGs 教育旅行向けプログラム等運営業務（以下、「本業務」という。）

３　本業務の委託期間

契約締結日から令和６年３月３１日（日）

４　業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）

５　業務内容

⑴　本プログラムの管理運営体制の構築
⑵　本プログラムの商品管理、新プログラムの造成
⑶　本プログラムの販売、催行、収支の管理
⑷　本プログラムの販売促進
⑸　本プログラムと同様の管理運営体制を活かした富裕層などに向けた高単価、高品質の姫路城におけるプログラムの開発及び実施体制の確立
⑹　その他上記⑴から⑸に付随する業務

６　仕様等

⑴運営管理

管理者の設置

・本プログラムを管理、統括する管理者を設置すること。

⑵商品管理、造成

①商品確認と受入

・姫路市SDGs教育旅行向けプログラム企画書作成等業務受託者(以下、ＪＴＢ姫路支店という)が造成した事前学習、本体、事後学習の３つのプログラムを確認し、催行に向けて過不足がある場合にはＪＴＢ姫路支店と調整の上、教育旅行を受入れること。

②仕入原価、及びＣＳ（顧客満足度）に基づく販売価格の設定

・本プログラムに参加する事業者へ支払う対価(以下、仕入原価という)を設定すること。

・本プログラムを購入する学校、或いは旅行会社(以下、顧客という)に対しては、仕入原価に販売手数料などを加えた上で、商品の品質に見合った販売価格を設定すること。

③品質管理

・販売価格に見合う品質を追求すること。

・プログラムを購入した顧客に対するヒアリング、アンケート調査を行い、常に顧客満足度を高める取り組みを行うこと。

④商品拡大

・上記①で確認し受入れた事前学習、事後学習を、利用者にとってより魅力的な内容になるように品質向上を図る提案を行うこと。

・上記①で確認し受入れた商品に加え、姫路城の保存活用をテーマの一つとして「SDGs」、「探求学習」、「キャリア教育」の要素を取り込んだ新しい商品の造成に取り組むこと。

(3)販売、催行、収支管理

①受付窓口の設置

・電話、メールにて、申込み、問合せに対応する専用の窓口を設置すること。

②問合せ、申込情報の把握

・顧客に対して常により良い商品、販売、催行を実現するため、本プログラムへの問合せ、及び申込情報をデータ化し、毎月ビューローへ報告すること。その際、データの著作権、及び二次使用の権利などはビューローに属する旨、顧客に承諾を得ること

③催行管理

・事前及び事後学習を含めて顧客と本プログラム参加事業者との日程調整、及び双方の要望を反映したプラン造成に力を尽くすこと。

・各研修場所へスタッフを現場に配置し、生徒の誘導を行うとともに、旅行会社添乗員等の教育旅行主催者と協力して、本プログラムの確実な催行に力を尽くすこと。

・旅行会社及び貸切バス会社と連絡を取り合い、バスの駐車案内を行うこと。

・当日のスケジュール管理、人数変更の調整を行うこと。

④取引、収支管理

・顧客との間の取引、及び収支に関する記録を残すこと。記録の仕様については予めビューローと合意すること。

(4)販売促進

①本プログラムに係る販促ツール類の作成

・ＨＰなどのＷｅｂ関係ツール

・パンフレットなどの印刷物

・その他広報宣伝物

を作成するためのデータを作成すること。

ただし、データの著作権、及び二次使用の権利などはビューローに属すること。

②発地の旅行会社に対するセールスコール用資料類を作成すること。

③旅行会社向け現地視察旅行への対応

・ビューローが旅行会社向け現地視察旅行(以下、ＦＡＭトリップという)を実施する際には、本プログラム参加事業者との日程調整、及び教育旅行本体に準ずる催行管理を行うこと。

・FAM トリップに参加した旅行会社及び社員に対するフォローセールスを行うこと。

⑸　本プログラムと同様の管理運営体制を活かした富裕層などに向けた高単価、高品質の姫路城をはじめとした市内施設におけるプログラムの開発及び実施体制の確立

①プログラムの開発

本プログラムの運営業務の経験、知見を活用し、富裕層などに向けた高単価、高品質のプログラムを姫路城をはじめとした市内施設で開発すること。

②実施体制の確立

①に記載したプログラムの実施を目指して、ビューローと協力して複数案件の取引を行い、実施体制の確立に努めること。またその成果と反省をとりまとめること。

③プログラムの開発に係る調査

①に記載したプログラムの開発の際に関連した調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

7　実施に当たっての留意事項

⑴　制作物に関わること

成果物が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時にビューローに無償で譲渡するものとする。また、ビューローは成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、ビューローが当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。

⑵　損害のために生じた経費の負担

ア　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

イ　前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

ウ　前２項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

第２章　一般事項

1　適用範囲

この要求水準書は、「姫路市 SDGs 教育旅行向けプログラム等運営業務委託」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2　業務項目

業務に係る項目はこの仕様書及び契約約款によるものとする。

3　業務管理

⑴　受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。

⑵　受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届の提出に合わせてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。

⑶　受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。

⑷　受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。

⑸　受託者は、ビューローと必要に応じ、適宜ビューロー事務所若しくはオンラインにおいて進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。

⑹　受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。

4　資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、第１章第１条にある「本プログラム」の企画書等の資料など、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与、提供するものとする。

この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

5　その他

⑴　受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。

⑵　本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）の規定を準用する。

⑶　受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

⑷　要求水準書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。